

## 第7章 管路活水器等

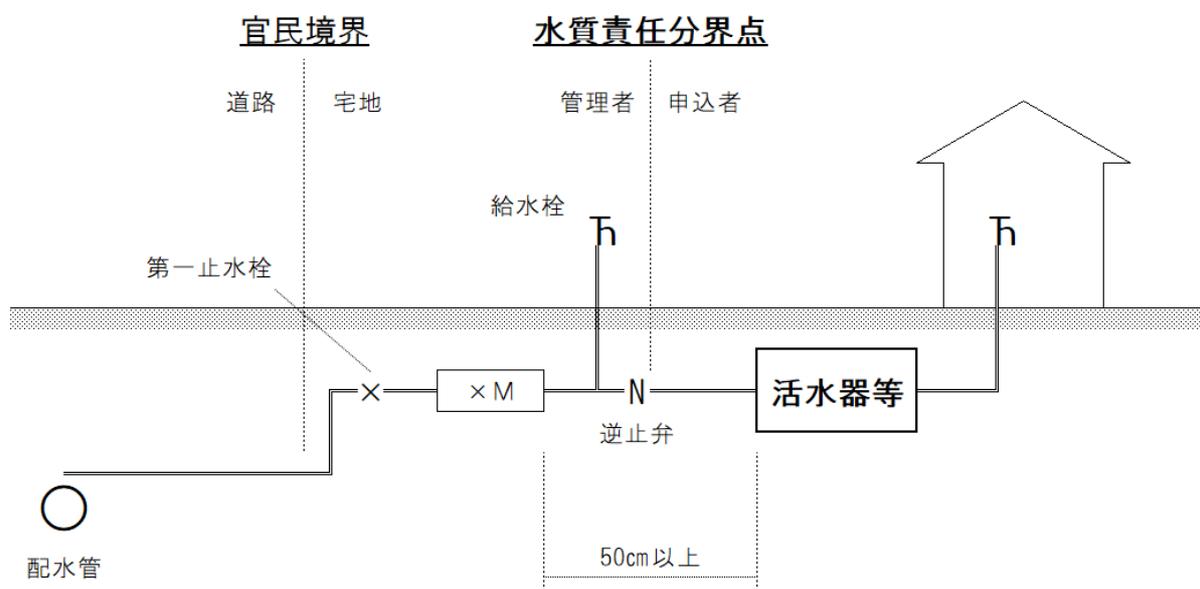
- ◆ 第2章（3ページ）で指定する事項、及び以下に示す事項に沿う場合に限り、給水装置の管路に活水器、元付け型浄水器等（以下、活水器等）の設置を認める。
- ◆ 磁気式等で給水装置の外側に設置し、水道水に接触しないタイプの活水器は除く。
- ◆ 管理者の水質管理の責任分界点は活水器等の上流側の逆止弁までとし、活水器等の維持管理責任、及び同逆止弁より下流側の水質管理の責任は申込者が負う。
- ◆ 活水器等を設置する場合は、管理者と十分に協議すること。
- ◆ 工事事業者は、申込者に対し、活水器等の維持管理について十分な説明を行い、理解を得ること。

### 1. 管路活水器等の設置にかかる条件

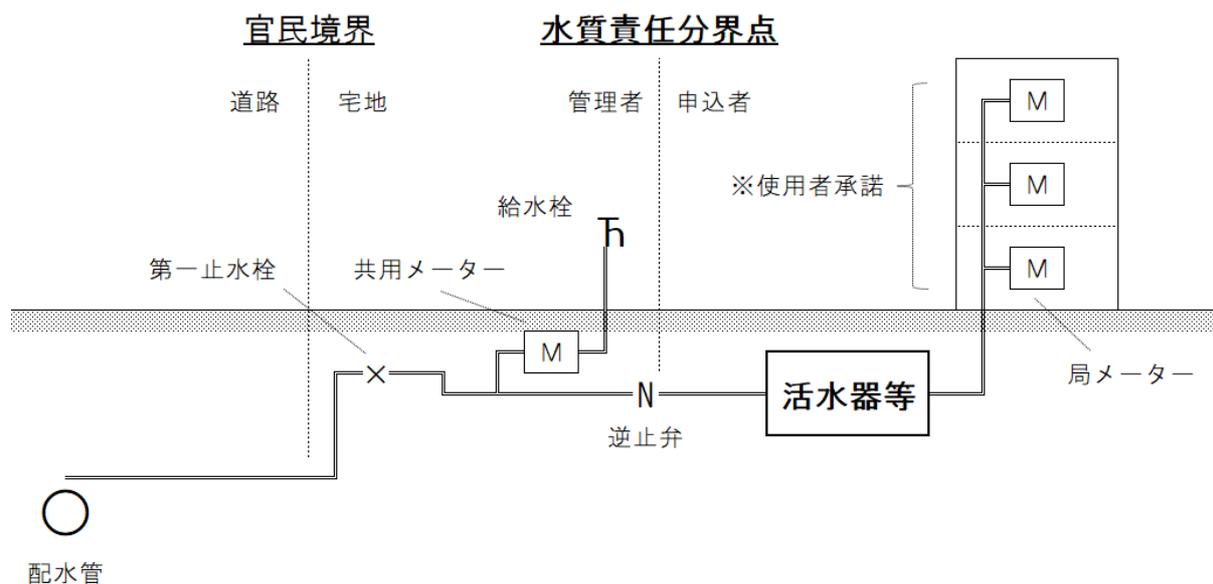
区分	条件
専用住宅、事務所ビル等に設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活水器等は水道メーターの下流側で、メーターボックスより50cm以上離して設置すること。</li> <li>・活水器等の上流側に逆止弁を設置すること。</li> <li>・活水器等の上流側に給水栓を設置すること。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>※特記事項等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水栓は、水質検査を行う際の取水、活水器等の異常時や修理時における飲用水の確保に利用する。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逆流防止の措置を講じること。</li> </ul>
共同住宅（3階への直結直圧給水方式）に設置する場合 ※親メーター無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一止水栓の下流側で、かつ各戸メーターの上流側に設置すること。</li> <li>・活水器等の上流側に逆止弁を設置すること。</li> <li>・活水器等の上流側より分岐した共用メーターを設置し、給水栓を設けること。（他に共用メーターがある場合は兼用すること）</li> </ul>
直結増圧給水方式による給水装置の管路に設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活水器等は増圧給水装置の下流側に設置すること。</li> <li>・共用メーター、逆止弁は兼用できるものとする。</li> </ul>
増圧給水装置の設置猶予の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増圧給水装置の設置時に当指針に適合するよう改造することを条件に、前記の共同住宅のケースを準用する。</li> <li>・増圧給水装置の設置予定場所を考慮し、逆止弁を設置すること。</li> </ul>
受水槽方式から直結給水方式へ変更する建物で、既に設置されている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として当指針に適合するよう改造すること。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活水器等の製造メーカーが示す損失水頭を考慮し水理計算を行うこと。</li> <li>・活水器等の定期点検など、維持管理の徹底を怠った場合、水質に変化を与える恐れがあるため、申込者の「管路活水器等設置誓約書」（別冊）を提出すること。</li> </ul>

## 2. 管路活水器等の設置例

(1) 専用住宅、事務所ビル等の場合



(2) 共同住宅（3階への直結直圧給水方式）の場合



(3) 直結増圧給水、増圧猶予の場合

